平成２１年（フ）第９１２１号
大阪市阿倍野区相生通１丁目４番１棟501号室、住民票上の住所大阪市住吉区万代２丁目８番14号　フェリーチェ帝塚山406号
債務者　芝田ミチル
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２０２号
大阪市西成区花園北２丁目１番17―510号
債務者　北山　康広
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２０５号
大阪市旭区大宮１丁目14番８号　大宮マンション105
債務者　山本　義之
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０８５号
横浜市南区六ツ川３丁目114番地の５　六ツ川台団地１街区１棟503号
債務者　赤石　光子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６号
和歌山県新宮市春日７番５号
債務者　和田　幹也
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後３時30分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第８５号
石川県七尾市和倉町カ部６番地４
債務者　松浦　美勝
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第８７号
石川県七尾市中島町塩津ム部131番地11
債務者　早島　絹子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後１時40分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第１５３号
長野県佐久市御馬寄867番地
債務者　山崎　春樹
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１５５号
長野県佐久市取出町194番地20
債務者　竹内ちえみ
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第４６７号
静岡市駿河区有明町６番１―801号
債務者　細川すみ江
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後３時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７８９号
静岡市清水区八坂北１丁目20番20号、旧住所静岡県富士市森島58番地の２
債務者　杉山　絵里
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後３時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３４９号
東京都狛江市和泉本町３丁目５番１号
債務者　大友　千恵
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２９９２号
神奈川県藤沢市西富２丁目22番37号富士ハイツ208
債務者　鬼柳　　馨
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１８９号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1270番地33　ニューライフアド206
債務者　伴　　秀樹
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３号
長野県佐久市中込2375番地２
債務者　原田　百恵
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部